

令和3年3月10日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会かながわ推進特別委員会資料

- 1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて…… 1
- 2 津久井やまゆり園の再生について …………… 3
- 3 インクルーシブ教育の推進について…………… 7

1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取り組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和2年度の取り組み等について報告する。

(1) 令和2年度の取り組み

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント「みんなあつまれ」の開催が困難となる中で、県のたよりやホームページ、SNSなどの様々な手法を活用しながら、憲章の理念の普及に取り組んだ。

今年度の県民ニーズ調査において、憲章の認知度は、前年度比7.2ポイント増の22.9%となった。

ア ともに生きる社会かながわ推進週間の取り組み

令和2年7月20日から26日までの推進週間に、次の取り組みを行った。

(ア) 津久井やまゆり園事件の追悼

追悼式は開催しなかったが、事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、津久井やまゆり園前に献花台を設置するとともに、追悼の言葉等を県のホームページに掲載した。

(イ) ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

県のたより、タウン誌、ポスターの駅貼り等による広報を実施したほか、音楽を通じて「ともに生きる社会」を表現するため、神奈川フィルハーモニー管弦楽団と津久井養護学校がリモートで合唱・合奏した動画を作成・配信した。

イ 共生社会実現フォーラムの実施

令和2年12月に、「今こそつながろう！」をコンセプトに、共生社会を自分ごととして考えるためのフォーラムをオンラインにより開催し、共生社会の実現に向けて活動している方々の講演や、学生による活動報告、グループ討論、金澤翔子氏のオンライン作品展などを実施した。

ウ 市町村との連携

市町村と連携した取り組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただいた。

- ・ 市町村の広報誌への憲章のPR文の掲載
- ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示の実施
- ・ 市町村の協力を得て自治会等の掲示板で、憲章のチラシの掲示

エ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、憲章の理念の普及を図った。

- ・ ホームページで障がい者団体等の活動の情報発信を行うとともに、イベントへの出店を希望する障がい者団体等とイベント主催者とのマッチング等の実施
- ・ 憲章の理念に賛同した企業・団体とのマスク等のコラボグッズの製作・販売

オ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図った。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 県内すべての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む）の実施
- ・ 県立高校を対象に、憲章の理念や障がいを理解するための出前講座の実施
- ・ 県立及び市町村立の図書館において、憲章を記載したしおりの配布

カ 大学との連携

大学と連携し、学生への憲章の理念の普及を図った。

- ・ 鎌倉女子大学の学生による障がい当事者との交流会を通じた憲章の理念の普及に関する企画・発信など

キ 若年層を主要なターゲットとした取組み

ロゴデザインを活用した取組みとして、SNS等を利用した広報に加えて、企業・団体とのコラボグッズも活用し、若年層を含む多くの県民を対象に、憲章の理念の普及を図った。

(2) 令和3年度の実施の方向性

20歳代以下から40歳代までの憲章の認知度が特に低いことなどの県民ニーズ調査結果も踏まえ、各年齢層に対する効果的な広報について、内容や手段などを工夫するとともに、引き続き、市町村や企業、団体、教育などと連携した取組みを進めることにより、憲章の理念の着実な普及を図る。

2 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や指定管理等について、取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

令和 3 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、これまで利用者が生活していた千木良地域の「津久井やまゆり園」に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域に「芹が谷やまゆり園」を整備する。

ア 工事の進捗

(ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 5 月

内 容：居住棟等の新築工事
管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和 2 年 1 月着工

令和 3 年 3 月現在、内装工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 8 月予定

(イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 9 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による
施設整備

実施状況：令和 2 年 10 月着工

令和 3 年 3 月現在、居住棟の躯体工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 12 月予定

イ 鎮魂のモニュメントの整備

(ア) 落札業者の決定

モニュメントの制作に向けて、1 月 26 日に入札を公告し、2 月 24 日に落札業者を決定した。

請負業者：株式会社植義（相模原市緑区）

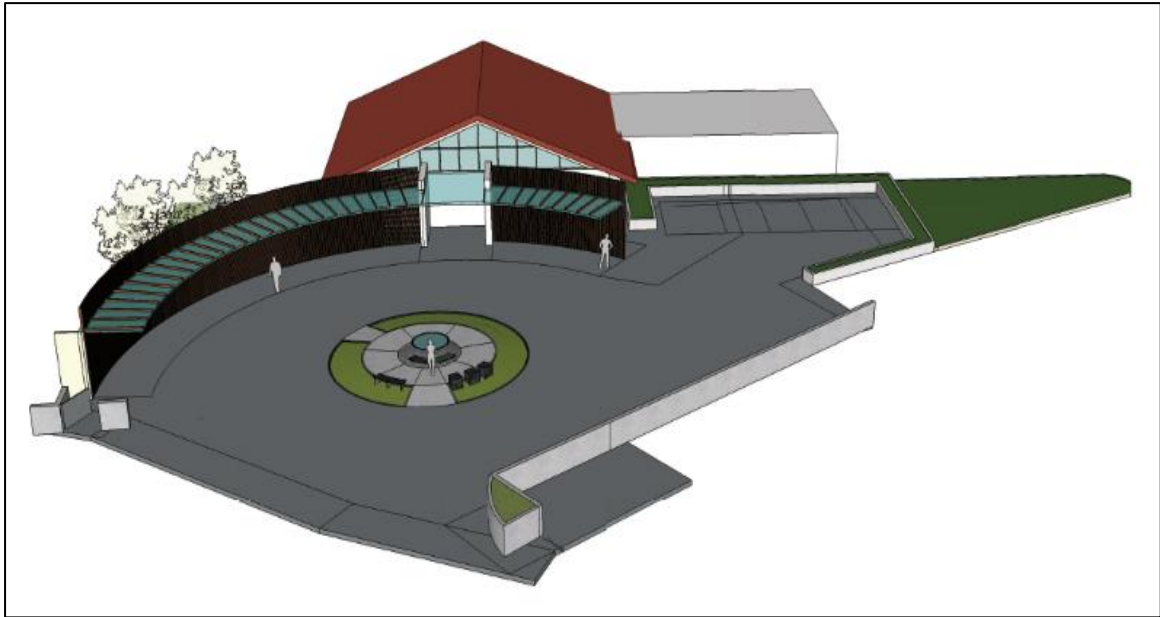
(イ) 今後のスケジュール

令和 3 年 3 月 制作開始

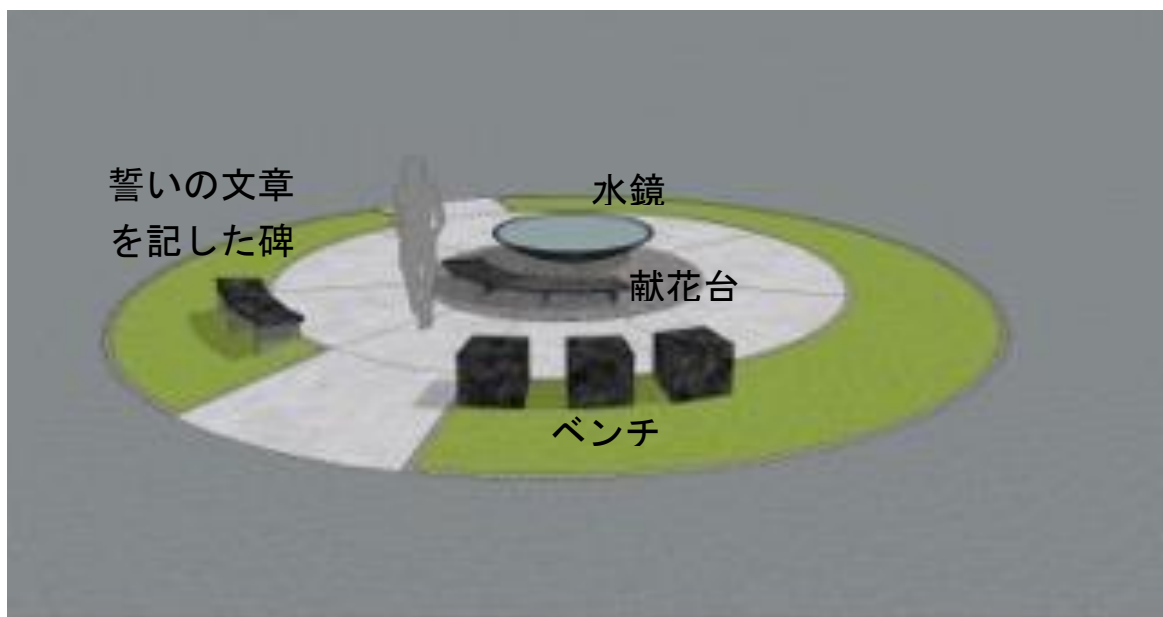
7 月 整備完了

参考 設計イメージ

1 鳥瞰図



2 詳細図



(2) 指定管理

- ・ 新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者について、令和3年第1回県議会定例会に令和3年8月から令和4年度末までを指定期間として、かながわ共同会を指定管理者とする指定議案を提出した。
- ・ 本定例会で議決をいただいた後は、次のスケジュールで手続きを進める。

(今後のスケジュール)

令和3年4月 指定管理者の指定に係る告示
8月 非公募による指定管理の実施

(参考：指定管理者候補の選定に至る経緯)

- ・ 新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者について、非公募によりかながわ共同会からの申請について審査を行った。
- ・ この審査では、指定管理者評価委員会が書面評価及び面接評価を行い、かながわ共同会を指定管理者候補としての水準を満たすと判断した。
- ・ 県としては、評価委員会の評価結果を確認し、選定基準に沿った適切な評価が行われていることから、かながわ共同会を指定管理者候補に選定した。

<別添参考資料>

参考資料 「神奈川県立障害福祉関係施設（津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園）指定管理者評価委員会評価報告書」

(3) 利用者の意思決定支援

県は、津久井やまゆり園の利用者一人ひとりが、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援する、意思決定支援に取り組んでいる。

ア 取組状況

意思決定支援の対象となる119名全ての利用者を対象とした、相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、市町村及び県職員等で構成する意思決定支援チームを利用者ごとに設置し、支援状況の確認、サービス等利用計画等の見直しを集中的に行っている。

令和3年度の津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への移転等に向けた「意思決定支援検討会議」は令和2年内に概ね完了した。

イ 今後の取組み

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援については、利用者の新施設等への移転以降も、継続して実施していく予定である。

3 インクルーシブ教育の推進について

(1) 義務教育段階の取組み

ア 平成30年度までの取組み

○ 「みんなの教室」モデル事業

(ア) 仕組み

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組み。

(イ) ねらい

- ・ 通常の学級に在籍する支援の必要な子どもが、必要な時に適切な指導を受けられるようにすることで、教育的ニーズに一層対応しやすくする。
- ・ 特別支援学級に在籍する子どもが、これまで以上に通常の学級で学ぶ機会を増やす。
- ・ 子どもたちがかかわり合う機会を増やし、相互に理解し合いながら、共に生きる力を一層育む。

(ウ) モデル校（7校）

推進地域	モデル校（平成30年度学級数）	実施年度
茅ヶ崎市	第一中学校（21学級）	平成27～30年度
寒川町	南小学校（20学級）	平成28～30年度
厚木市	毛利台小学校（23学級）	平成28～30年度
	玉川中学校（14学級）	平成28～30年度
南足柄市	福沢小学校（16学級）	平成28～30年度
	向田小学校（17学級）	平成28～30年度
	足柄台中学校（14学級）	平成28～30年度

(エ) 取組みの成果

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が整備され、支援が必要な子どもに関する情報共有・支援策の検討などが組織的に行われ、子どもへの指導・支援に関する教職員間の共通理解が図られた。
- ・ 交流及び共同学習など、共に学び共に育つ取組みが日常的に行われ、子ども同士の自然なかかわり合いや学び合いが生まれ、子どもの中に「みんなが学級の仲間」という意識が浸透してきた。
- ・ 多様な子どもが共に学ぶ機会が増えたことから、学習の内容・方法・環境の工夫改善等、誰にでもわかりやすい授業づくりの取組みが行われ、わかる喜びや達成感を味わい、自信をつけている子どもの姿が見られた。

(オ) 課題

特に小学校では、教育相談コーディネーターに指名された教員が授業や学級担任を併せて受け持っており、コーディネート業務に当たる時間の確保が必要であることが分かった。

イ 令和元年度からの取組み

○ インクルーシブ教育校内支援体制整備事業

(ア) 仕組み

特に教育相談コーディネーターが学級担任等を兼務している現状にある小学校に、後補充非常勤講師を配置し、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減することで、コーディネート業務に当たる時間を確保し、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備することにより、小学校におけるインクルーシブ教育の推進を図る。

(イ) ねらい

- すべての子どもができるだけ共に学び共に育ちながら、必要に応じて適切な指導・支援を受けられる校内支援体制を整備する。
- すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学び共に育つための授業づくり及び学級づくりを行う。
- すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め、互いの個性を尊重し、他者と協働する力を育む。

(ウ) 指定校

令和元年度は15校、令和2年度は30校を指定した。

※ インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校

No.	地域	令和元年度指定		令和2年度指定	
		市町村名	指定校名	市町村名	指定校名
1	横須賀市		公郷小学校		
2	湘南三浦	鎌倉市	深沢小学校		
3		藤沢市	鵜南小学校		
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校		
5				逗子市	池子小学校
6			三浦市	初声小学校	
7			葉山町	葉山小学校	
8			寒川町	寒川小学校	
9	県央	大和市	柳橋小学校		
10		海老名市	杉本小学校		

No.	地域	令和元年度指定		令和2年度指定	
		市町村名	指定校名	市町村名	指定校名
11	県央	座間市	相模が丘小学校		
12		綾瀬市	綾瀬小学校		
13				厚木市	戸室小学校
14				愛川町	半原小学校
15				清川村	緑小学校
16	中	平塚市	勝原小学校	平塚市	松原小学校
17		秦野市	西小学校		
18		伊勢原市	比々多小学校		
19				大磯町	国府小学校
20				二宮町	一色小学校
21	県西			南足柄市	岡本小学校
22				中井町	中村小学校
23		大井町	上大井小学校		
24				松田町	松田小学校
25				山北町	川村小学校
26				開成町	開成小学校
27		小田原市	富水小学校		
28		箱根町	湯本小学校		
29				真鶴町	まなづる小学校
30		湯河原町	湯河原小学校		

(エ) 取組みの成果

- ・ 後補充非常勤講師が配置されたことにより、教育相談コーディネーター（教員）がコーディネート業務を行う時間を確保できるようになり、校内の情報共有がスムーズにできるようになった。その結果、教職員が悩みをコーディネーターに相談したり、ケース会議を開きやすくなったり、学級担任等が問題を一人で抱え込まないですむ雰囲気を作られつつある。（支援体制）
- ・ 教員同士の情報交換が密になったことで、授業づくり、学級づくりについても工夫改善が図られている。（共に学ぶ環境づくり）
- ・ 特別支援学級と通常の学級の児童間の交流が増えるとともに、児童が相互に自然にかかわり合ったり、助け合ったりする姿が増え、学校全体が温かな雰囲気になっている。（相互理解の深まり）

(オ) 課題

学校によっては、インクルーシブ教育の理念についての共有が教職員間で不十分だったり、意識の差があったりして、課題のある児童への対応がすぐに個別支援になる場合もあり、学校全体の

組織づくりや意識改革をさらに進めていく必要がある。

ウ 全県への普及

- (ア) 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催
各指定校の取組みの成果と課題を検証するとともに、全県におけるインクルーシブ教育の推進に向けた協議を行う。
- (イ) 各種会議・研修会での周知
全県指導主事会議、小・中学校教職員対象の教育研究会等で、指定校の取組み等に係る情報提供及び協議等を行う。
- (ウ) 市町村教育委員会への働きかけ
「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」の地域連絡部会に出席を依頼し、インクルーシブな学校づくりのポイント等を伝え、取組みの促進を図る。

(2) 高等学校段階の取組み

ア インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、次のことに取り組んだ。

- (ア) 平成27年1月
「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。
- (イ) 平成28年4月
「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）」において、茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校の県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定した。
- (ウ) 平成30年10月
「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」において、パイロット校3校に加えて、新たに11校をインクルーシブ教育実践推進校に指定することとした。知的障がいのある生徒が自力で通学することを考慮し、通学地域を設定した。

インクルーシブ教育実践推進校（14校）

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市

高等学校	通学地域
湘南台高等学校	逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
伊勢原高等学校	
足柄高等学校 *	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町
厚木西高等学校 *	
綾瀬高等学校	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

*パイロット校

イ インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組み

(ア) 入学者選抜

- a 平成29年度及び平成30年度
 - ・ 「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施した。
 - ・ 知的障がいのある生徒を各パイロット校で1学年あたり21名募集し、3校で平成29年度は31名、平成30年度は41名が入学した。
 - ・ 中学校への進路相談支援の取組みとして、「中学校・高等学校進路相談連絡部会」や「インクルーシブ教育実践推進校説明会」を開催した。
- b 令和元年度
 - ・ 茅ヶ崎高校及び厚木西高校では、引き続き連携募集により、計32名が入学した。
 - ・ 足柄高校では、地域の市町教育委員会の意向も踏まえ、南足柄市と足柄上郡を対象に行っていた連携募集に加え、同じ県西地域である小田原市と足柄下郡の中学校に在籍する生徒を対象とした「足柄高校特別募集」を実施した。
 - ・ 連携募集で7名、特別募集で14名、合わせて21名が足柄高校に入学した。（3校合計53名）
- c 令和2年度

令和2年4月入学者については、神奈川県全域の中学校の生徒を対象に、パイロット校を含めた14校において「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」を実施した。各校21名募集し、14校合わせて190名が入学した。

(イ) 中高連携事業

インクルーシブ教育実践推進校では、志願対象となる中学生が高校での学習や生活について理解を深め、適切な進路選択ができるよう、中学校と連携し、学校説明会、授業見学会、学校行事見学会を実施した。

ウ インクルーシブ教育実践推進校における校内体制の整備等

(ア) 校内体制の整備

生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、少人数指導、個別対応指導、キャリア教育等が可能となるよう平成28年度から令和元年度まで14校で延べ101名の教員を配置した。

a インクルーシブ教育推進担当教員

校内の支援体制を整備し、インクルーシブ教育を推進する。

b 進路担当教員

生徒の円滑な社会接続に向けた指導を行う。

c 教科指導担当教員

複数の教員による指導、少人数指導及び個別指導を行う。

(イ) 施設・設備の整備

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるためのリソースルーム等の整備を行い、一人ひとりに対する丁寧な支援に取り組んだ。

エ パイロット校の成果と課題

(ア) 成果

a 校内体制

推進担当教員や推進するグループが中心になって、学校全体でチームとして支援する体制を整え、知的障がいのある生徒が円滑に高校生活を送り、すべての生徒が共に学べる環境が構築された。

b キャリア教育

知的障がいのある生徒の進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようキャリア教育に係る学校設定教科・科目の設置や、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導を行った結果、令和2年3月に卒業した1期生29人の進路状況は、進学（大学、専門学校）、職業訓練機関、就職等、幅広い進路選択に結びついた。

c 授業改善

授業のユニバーサルデザイン化やティーム・ティーチングなど、学習指導・支援体制を工夫することで、すべての生徒にとってわかりやすい授業が展開され、授業改善が図られた。

d 相互理解を深める教育活動

すべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動に、毎年、各学校で取り組み、インクルーシブな学校づくりについて考え活動した。

e 学校支援体制

総合教育センターや地域の特別支援学校と連携して、教職員研修、生徒へのアセスメント※を実施したことにより、教職員の生徒理解が進み、指導・支援に役立てることができた。

※「アセスメント」とは、障がいのある生徒の障がいや行動の特性等を把握するために諸検査を実施し、その結果や教育課題等を含めての総合的な評価を行うこと。

(イ) 課題

進路指導上の課題として、パイロット校の取り組みが、1期生の卒業後の幅広い進路選択につながった実績を踏まえると、新たに指定した11校を含むインクルーシブ教育実践推進校14校において、早い段階からの進路希望の把握と進路支援を行うとともに、上級学校や産業現場における見学先や実習先を確保することが必要である。

オ 今後の取り組み

(ア) 校内体制の整備

インクルーシブ教育の推進のため、インクルーシブ教育実践推進校各校に、必要な教職員を配置する。

(イ) 施設・設備の整備

新たに指定したインクルーシブ教育実践推進校11校において、知的障がいのある生徒が、同じ教室で授業を受けつつ、生徒の必要性に応じて学習を行えるように、リソースルーム等の施設や物品を整備する。

(ウ) パイロット校の取組成果の普及

令和2年度から新たに指定した11校を含む計14校のインクルーシブ教育実践推進校が、参加する連絡協議会などを通じて、課題を共有・協議し、パイロット校での成果を生かしたインクルーシブ教育の実践に取り組む。

(3) インクルーシブ教育の推進に係る理解の促進

ア インクルーシブ教育推進フォーラムの実施

(ア) 目的

本県のインクルーシブ教育の推進について、すべての県民に理解を深めていただくため、平成26年度から継続して実施している。

(イ) 実施状況

	テーマ	開催回数	参加者数	開催地
平成26年度	共生社会の実現をめざして～インクルーシブな学校づくりに向けて～	4回	690名	平塚市、藤沢市、横浜市、海老名市
平成27年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～地域で育つ子ども・地域で生きる子ども～	3回	727名	横浜市(2回)、海老名市
平成28年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～子どもを支える地域のネットワークづくり～	1回	1,008名	相模原市
	「みんなの教室」モデル事業及びインクルーシブ教育実践推進校(パイロット校)の各取組地域における開催	3回		茅ヶ崎市、南足柄市、厚木市
平成29年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～みんなで描くわたしたちの学校～	4回	850名	小田原市、横須賀市、伊勢原市、大和市
平成30年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～みんなで作る「わたしたちの学校」～	2回	637名	海老名市、川崎市
令和元年度	みんなで作るインクルーシブな学校～共に考えること、自分にできること～	4回	810名	南足柄市、厚木市、寒川町、相模原市
令和2年度	新型コロナウイルス感染症防止のため、中止			

(ウ) 平成26年度から令和元年度までの成果

- ・ 6年間の継続的な実施により、ほぼ県全域で開催できた。
- ・ 平成30年度は、インクルーシブ教育実践推進校(パイロット校)と「みんなの教室」モデル事業の取組みについて実践報告を行ったことで、県のインクルーシブ教育の取組みについての具体的な理解につながっている。
- ・ 令和元年度は、連携募集でパイロット校に入学し学んでいる生徒やその保護者の方が壇上で発表したり、講師を兼ねたコーディネーターと会場を交えたフリーディスカッションをしたりするなど、これまでにない取組みを実施することができた。
- ・ 参加者のうち教育関係者以外の県民の占める割合が増えており、インクルーシブ教育についての一定の理解が進み、学校教育の取組みだけでなく、自分が学校や地域で何ができるかを考える機会につながっている。
- ・ 特に、パネルディスカッションにおいては、回数を重ねるにしたがって、会場参加者から、自分たちの地域でインクルーシブ教育を進めていく上での具体的な課題等についての意見が出されるようになった。

イ リーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」の活用

(ア) 目的等

- ・ 子ども・保護者をはじめ、すべての県民にインクルーシブ教育の推進について理解を深めていただくことを目的として作成した。
- ・ 平成27年度、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児、児童、生徒及び保護者、教職員に配付した。

(イ) 特徴

インクルーシブな学校について主体的に考えていただけるよう、平易な言葉を用いた対話型形式のリーフレットとした。

(ウ) 活用に向けた取組み

a 教職員対象の活用研修

県内の公立小・中学校及び高等学校の教職員を対象に開催している。

b 児童・生徒対象の研修会

児童・生徒向けのインクルーシブ教育に関する研修を開催している。

c インクルーシブ教育推進フォーラムでの活用

各フォーラムにおいて、リーフレットを用いた説明を実施している。

d 点字版等の作成

リーフレットをより多くの方にご活用いただくため、新たに点字版、音声版、総ルビ版、外国語版及び小学校低学年版等を作成し、ホームページに掲載している。

(参考) インクルーシブ教育の推進の社会的背景・経緯

(1) 世界及び国内の動向

ア 世界の動向

(ア) 「サラマンカ宣言」採択（平成6年）

障害のある子どもを含めた万人のための学校が提唱された。

(イ) 「障害者の権利に関する条約」国連採択（平成18年。日本は平成26年批准）

障害者が障害を理由として一般的な教育制度から排除されないことが規定された。

イ 国内の動向

(ア) 「障害者基本法」一部改正（平成23年）

可能な限り障害者である児童・生徒が、障害者でない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じなければならないことが規定された。

- (イ) 文部科学省中央教育審議会特別委員会報告（平成24年）
共生社会の形成に向けて、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みの整備や、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要と報告された。
- (ウ) 「学校教育法施行令」一部改正（平成25年）
特別支援学校への就学を原則とした就学先決定の仕組みから、児童・生徒の個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から決定する仕組みに改正された。
- (エ) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行（平成28年）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された。

(2) 本県の動向

ア これまでの本県の教育

- (ア) 共に学び共に育つ教育（昭和59年 県総合福祉政策委員会提言）
地域社会における、共に学び共に育つ環境づくりを推進してきた。
- (イ) 支援教育（平成14年「これからの支援教育の在り方について(報告)」）
すべての子どもたちの自らの力では解決できない独自の課題を「教育的ニーズ」として捉えそれぞれに適切に対応する「支援教育」を推進してきた。
- (ウ) 共に育ち合う教育（平成19年「かながわ教育ビジョン」策定）
子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで立場を超えて理解し合い学び合える、誰をも包み込むインクルーシブ教育を推進してきた。

イ インクルーシブ教育の推進（平成27年 教育ビジョン一部改定）

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、小・中学校から高校までの連続性のある多様で柔軟な学びの場を提供しつつ、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つ、インクルーシブ教育を推進していく。